定例監査の結果

1 監査の期間

平成27年 6 月17日から平成27年 7 月 3 日

- 2 監査の対象
 - (1) 対象部課

地域振興部一色支所、吉良支所、幡豆支所及び佐久島振興課

(2) 対象期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、 事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問によ る審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執 行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 一色支所

なし

(2) 吉良支所

なし

(3) 幡豆支所

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、 基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

- (ア) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものが散見された。
- (4) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約があった。
- (ウ) 契約締結伺いに随意契約及び契約保証金免除に関する根拠条文が明記されていないものがあった。
- (エ) 契約締結伺いにおいて、随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。
- (4) 佐久島振興課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、 基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

- (ア) 契約書に不要な印紙が貼付されていた。
- (イ) 指定管理者が保管する協定書が綴られていた。
- イ 弁天サロン使用料及びクラインガルテン使用料については、島を美しくつくる会に、 海浜広場管理棟ロッカー使用料については佐久島観光協会に徴収又は収納の委託をし ているが、告示及び公表がされていなかった。